（高齢運転者等支援室）

第四十三条　［略］

第五款　警備局

第四十四条～第四十六条　［略］

（サイバー攻撃対策室）

第四十七条　警備局警備企画課に、サイバー攻撃対策室を置く。

2　サイバー攻撃対策室においては、令第三十七条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

3　サイバー攻撃対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、サイバー攻撃対策室の事務を掌理する。

（公安対策企画官）

第四十八条　警備局公安課に、公安対策企画官一人を置く。

2　公安対策企画官は、命を受け、令第三十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（災害対策室）

第四十九条　［略］

2　災害対策室においては、令第三十九条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するもの及び東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　略］

（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室）

第五十条　警備局警備課に、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を置く。

2　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室においては、令第三十九条第一号、第二号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事務のうち大会に関する事務をつかさどる。

（高齢運転者等支援室）

第四十一条　［同上］

第五款　警備局

第四十二条～第四十四条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（サイバー攻撃対策官）

第四十五条　警備局警備企画課に、サイバー攻撃対策官一人を置く。

2　サイバー攻撃対策官は、命を受け、令第三十七条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

［項を加える。］

［項を加える。］

［条を加える。］

（災害対策室）

第四十六条　［同上］

2　災害対策室においては、令第三十九条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するもの及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　同上］

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室）

第四十七条　警備局警備課に、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室を置く。

2　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室においては、令第三十九条第一号、第二号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事務のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に関する事務をつかさどる。

3　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の事務を掌理する。

（警衛室）

第五十一条　［略］

2　警衛室においては、令第三十九条第八号に掲げる事務（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　略］

（警護室）

第五十二条　［略］

2　警護室においては、令第三十九条第九号に掲げる事務（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　略］

第五十三条～第五十六条　［略］

第六款　情報通信局

第五十七条～第六十一条　［略］

［3・4　略］

第五十三条～第五十六条　［略］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第六十二条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第六十三条～第八十九条　［略］

第二款　科学警察研究所

第九十条～第百十条　［略］

第三款　皇宮警察本部

第百十一条～第百三十条　［略］

3　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の事務を掌理する。

（警衛室）

第四十八条　［同上］

2　警衛室においては、令第三十九条第八号に掲げる事務（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　同上］

（警護室）

第四十九条　［同上］

2　警護室においては、令第三十九条第九号に掲げる事務（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　同上］

第五十条～第五十三条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

第六款　情報通信局

第五十四条～第五十八条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十九条　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第六十条～第八十六条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

第二款　科学警察研究所

第八十七条～第百七条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

第三款　皇宮警察本部

第百八条～第百二十七条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］